

9月は 集団食中毒防止月間

9月は気温も高く、夏場の暑さで体力を消耗し、抵抗力が弱っている上に、気温の高い日が続くことで、食中毒の危険が高まります。

弁当やテイクアウトを利用するときは、しっかり手洗いをし、室温に放置せず、できるだけ早めに食べましょう。



健康課健康増進係
☎ 985-4118

生活習慣病は日常生活と深く関係しています。健康の保持・増進には、運動習慣の定着や食生活の改善などの健康的な生活習慣の確立が大切です。この機会に見直してみよう。

① **適度な運動** 通勤時の早歩き、庭いじりや掃除など、プラス10分、体を動かしてみよう。

② **適切な食生活** 主食・主菜・副菜は健康な食事の第一歩。塩分は控えめにし、毎日の食事に野菜を70gプラスすることを目指してみよう。

③ **禁煙** 喫煙や受動喫煙により、肺がん、心臓病、脳卒中等にかなりやすすくなります。禁煙外来を活用し、

1に運動 2に食事 しっかり禁煙 良い睡眠 健康寿命の延伸

9月は健康増進普及月間です

「確実に禁煙しましょう。」

④ **良質な睡眠** 心身の健康のために、質・量ともに十分な睡眠を。睡眠の不調・睡眠休養感の低下を感じる時は、病気が潜んでいることもあるので注意が必要です。

⑤ **健診・検診の受診** 将来の病気につながるリスクや病気を早期に発見し、対処していくために、定期健康診断、特定健診やがん検診を受診しましょう。

※厚生労働省のホームページは下のQRコードから

健康課健康増進係
☎ 985-4118



予防接種

予防接種を受けることで、重症化を防ぐ効果が期待できます。新型コロナウイルス感染症とインフルエンザの予防接種の費用を助成します。



新型コロナウイルス感染症予防接種

- ▶ **助成対象者** 町に住民登録があり、下のどちらかに該当する人
 - ① 65歳以上の人
 - ② 60～64歳で心臓、腎臓、呼吸器、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障がい（身体障害者手帳1級相当）がある人
- ▶ **助成方法** 県内の協力医療機関に予約して接種し、個人負担のみ支払い

- ▶ **個人負担** 4,500円（生活保護などの支援給付を受けている人は個人負担金は不要。ただし、接種に行く前に福祉課地域福祉係☎985-4232）で必要書類をもらうこと
- ▶ **助成回数** 期間内1人1回
- ▶ **助成期間** 10月1日⑥～令和9年3月31日⑥
- ▶ **接種時に必要な物** マイナナンバーカードや資格確認書など住所、氏名、年齢が確認できるもの（②に該当する人は、身体障害者手帳が医師の診断書）

健康課総務係 ☎ 985-4153

安心して利用してください ジェネリック医薬品・バイオ後続品

健康課医療保険係
☎ 985-4107

ジェネリック医薬品（ジェネリック）は、先発医薬品の特許が切れた後に販売される、先発医薬品と同じ有効成分、効能や効果を持つ医薬品です。

また、バイオ後続品（バイオシミラー）は、先に販売されているバイオ医薬品の特許が切れた後に製造される、先行バイオ医薬品と同じ品質、安全性、有効性を持つ医薬品です。

町は、皆さんの薬代の負担や国保から支払われる費用を抑えるため、低価格のジェネリック医薬品・バイオ後続品の利用を促進しています。

Q バイオ医薬品はどんな薬？

A バイオテクノロジーを応用して生産されたタンパク質を有効成分とする新しい薬です。糖尿病の治療

に使われるインスリン、がんやリウマチの治療に使われる抗体医薬品など、さまざまな種類があります。

Q どのくらい安くなるの？

A ジェネリックは先発医薬品と比べて5割程度、バイオシミラーは先行バイオ医薬品と比べて7割程度の値段になります。

Q 安いけれど、効き目や安全性は大丈夫？

A ジェネリック、バイオシミラーの効き目や安全性は十分に確認され、厚生労働省の承認を得て製造・販売しています。

※ お手元の薬がジェネリックかどうか知りたい場合は、医師や薬剤師に聞か、右のQRコードで確認を。



65歳以上の人への優先接種にご協力を インフルエンザ予防接種

＜64歳以下の国民健康保険加入者＞

- ▶ **助成対象者** 申請時、下の①・②両方に該当する人（右の◎は除く）
 - ① 世帯主が町税を滞納していないこと
 - ② 接種者が町税を滞納していないこと
- ▶ **助成額** 1人 1,000円（接種費用が1,000円未満のときは自己負担額を全額助成）
- ▶ **助成回数** 年度内1人1回
- ▶ **申請期限** 令和9年3月31日⑥
- ▶ **申請方法** 窓口申請書を提出するか、申請フォーム（右のQRコード）から申請
- ▶ **申請に必要な物** ①領収書（予防接種名、接種者の氏名、病院名、接種日、料金、領収日が明記してあるもの）
②世帯主名義の口座が分かるもの
- ▶ **申請窓口** 保険課医療保険係



＜65歳以上の人＞

◎ 60～64歳で心臓、腎臓、呼吸器、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障がい（身体障害者手帳1級相当）がある人を含む。

- ▶ **助成対象者** 町に住民登録のある人
- ▶ **助成方法** 県内の協力医療機関に予約して接種し、個人負担のみ支払い
- ▶ **個人負担** 1,500円（生活保護などの支援給付を受けている人は個人負担金は不要。ただし、接種に行く前に福祉課地域福祉係☎985-4232）で必要書類をもらうこと
- ▶ **助成回数** 期間内1人1回
- ▶ **助成期間** 10月1日⑥～令和9年1月31日⑥
- ▶ **接種時に必要な物** マイナナンバーカードや資格確認書など住所、氏名、年齢が確認できるもの（◎に該当する人は、身体障害者手帳が医師の診断書）

（64歳以下の国保加入者の接種のこと）

健康課医療保険係 ☎ 985-4107

（65歳以上の接種のこと）

健康課総務係 ☎ 985-4153

夜間や休日にお子さんの具合が悪くなったら 子どもの救急



(土曜) 13時～翌朝8時まで
(日・祝) 8時～翌朝8時まで
※年末年始(12月29日～1月3日)
は8時～翌朝8時まで

夜間や休日のお子さんの急な発熱やけがなどの時にどうしたらいいか悩むことはありませんか。どうしたらいいか悩む時は、判断の助けとなる①小児救急医療電話相談や②「子どもの救急ガイドブック」をかりつけ医がお休みの時に「」を活用しましょう。

①小児救急医療電話相談

夜間や休日突然お子さんの具合が悪くなった時に、看護師や医師などが家庭での応急処置の方法などについてアドバイスしてくれます。

▼短縮ダイヤル(固定電話プッシュ回線・携帯電話) #8000
▼ダイヤル回線 913-2777
(平日) 18時～翌朝8時まで

②子育て支援課でも家庭センター係

☎ 985-4189

クラウドファンディングのお礼とご報告

5月19日～7月31日まで「飼い主のいない猫ゼロを目指して」のクラウドファンディングを行いました。目標金額(100万円)に達成とはなりませんでした。が、いただいた寄付金は飼い主のいない猫の不妊去勢手術費用の一部助成に活用させていただきます。ご協力ありがとうございました。

寄付額 811,000円
町民課生活環境係
☎ 985-4117

9月10日～16日は自殺予防週間 一人で悩まないで相談しましょう



【県の相談窓口】

●「こころのいのちのほっとダイヤル(通話料無料)」
☎ 0120-1188-556

▼相談時間 平日17時～翌朝9時
(※土・日曜日、祝日は24時間)



「こころの健康相談」(26ページ参照)「よろず相談」を実施しています。お気軽にご相談ください。

●健康課健康増進係

☎ 985-4118

▼相談時間 水・木・日曜日の18時～22時受け付けは21時30分まで

9月21日～30日は秋の全国交通安全運動期間 秋の夕暮れ ライトと反射材で 守る命

●全国の重点目標

- ①歩行者の安全確保と反射材用品の着用促進
- ②夕暮れ時の早めのライト点灯と飲酒運転や「ながらスマホ」の根絶
- ③自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底

【おたさんで交通安全屋】

秋の全国交通安全運動期間に合わせ、伊予高等学校の文化祭の中

で「おたさんで交通安全屋」を開催します。



▼日時 9月23日(水・祝) 10時
▼場所 伊予高等学校
▼内容 交通安全啓発グッズの配布 ※なくなり次第終了します。

●危機管理課危機管理係

☎ 989-5103

9月20日～26日は動物愛護週間 動物と楽しく暮らすために

動物の愛護と適正な飼育についての関心と理解を深めるため、毎年9月20日～26日まで、動物愛護週間とされています。動物を飼っている人、動物が好きなのはもちろんのこと、動物を飼っていない人、動物を好きではない人も、人と動物の共生について考えてみましょう。

▼犬の飼い方・マナー



・散歩時のふんの始末を忘れない

散歩のときは、ふんを処理するスコップ・ビニール袋などを持参して必ず飼い主が持ち帰り、周りの人に迷惑をかけるないようにしましょう。

・無駄吠えをさせない

飼い主が気にならない鳴き声でも、近所の人が迷惑している場合があります。必要以上に吠えるときは何か原因があるものです。運動不足によるストレスを防ぐことや、しつけをすることで改善される場合があります。

・放し飼い、リードを付けない散歩は禁止

犬は条例によって放し飼いが禁止されています。家では外へ逃げ出さないように飼い、散歩中は必ずリードを付けましょう。

3・11の教訓を地域の力に 在宅医療・介護連携研修会を開催します

大地震や豪雨などの災害が発生したとき、どのような困難に直面するでしょうか。支援が届くまでの間、大切な命をつなぐ鍵となるのは日頃からの備えです。震災時のリアルな課題と教訓から、私たちが今日からできる備えについて考えてみましょう。

▼日時 10月19日(月) 10時～11時30分
▼場所 文化センター2階 ふれあい展示室
▼対象 松前町在住の人

福祉課地域包括支援センター係
☎ 985-4205



▼講師 NPO法人311副代表理事 兼 事務局長 澤上幸子氏
▼定員 80人
▼費用 無料
▼申し込み方法 電話か左のQRコードから申し込む
▼締め切り 10月9日(金)

精神障がい者の家族対象 家族懇談会に参加しませんか

松前町と伊予市が合同で「家族懇談会」を行います。精神障がいについて学んだり、お互いの体験を伝え合ったり、気持ちを共有したりすることが出来ます。

▼日時 ①9月30日(水) ②11月30日(月) ③令和9年2月25日(木) いずれも13時30分～15時
▼場所 伊予市総合保健福祉センター(伊予市尾崎3番地1)

●健康課健康増進係

☎ 985-4118



②松前町総合福祉センター
※参加を希望する場合は、3日前までにお問い合わせください。
※26ページの「オトナの健康」をご確認ください。

Biz Guide Masaki

まさきの旬なビジネス情報をお届け



産業課商工振興係 ☎ 985-4120

「やってみたい」がつながる一日 「MASAKI BIZ HACK SCHOOL」を開催しました

合言葉は「かっこつけんで、まず、あんたのことを教えてや。そんで何か、いっしょにやろや」

8月3日、伊予高等学校で「MASAKI BIZ HACK SCHOOL」を開催しました。県内外から約70人の事業者、学生、支援機関などが集まり、一日限りの「同級生」として町の未来について語り合いました。

テーマは、地域課題の解決。立場、年齢や業種の垣根を越えて「創意工夫によって解決すべきもの」と捉え、それぞれの経験や知恵を持ち寄り、活発な議論をしました。「その視点は面白い」「一緒にやってみよう」といった声飛び交い、新たなつながりが次々と生まれました。

目指したものは、松前町に息づく「利他」の精神のもと、人と人が出会い、お互いを知り「明日から一緒に動こう」という約束を交わすことです。最後は、一人一人が未来への一歩を「約束カード」に記し、新たな挑戦へのスタートを切りました。

松前町はこれからも、挑戦する人をつなぎ、新たな価値が生まれる地域づくりを進めていきます。



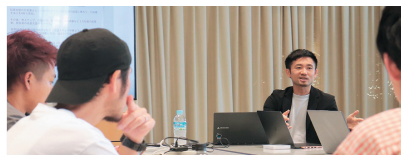
MASAKI BIZ HACK SCHOOL については
こちら▶



松前町で「チャレンジしたい!」を4カ月で実現しませんか? ロカジ松前校 4期生募集

町では、地域経済の活性化と持続可能なビジネスの創出を目指し、デジタル技術や最新の経営手法を学ぶ「ローカルビジネスカレッジ松前校」第4期の受講生を募集します。

本プログラムは、動画学習やオンライン相談、対面での定例会を組み合わせた、受講料無料の実践型プログラムです。起業の基礎、SNS・Webマーケティング、DX、補助金活用など、即戦力となる知識を体系的に学べます。



----- 本プログラムの特徴 -----
【多彩な学習形式】 30本以上の学習動画や月6回のオンライングループコンサルで悩みも解決。月1回の対面定例会で仲間とのつながりも生まれます。
【強力な講師陣】 連続起業家の伊藤健太氏やSNS運用の専門家坂井光氏が、現場で成果につながるノウハウを直接伝授します。

- 対象 町内で事業を営む人、起業を検討中の
人、地域課題に貢献したい在住者など
- 期間 11月～令和9年2月
- 定員 8人(無料)
- 締め切り 10月9日(金)
- 申し込み方法 右のQRコード内の
専用フォームから申し込む

産業課商工振興係 ☎ 985-4120



屋外広告物の表示には許可が必要です

屋外広告物を表示・設置する場合は、町の許可が必要です。しかし、現在無許可で表示・設置している物が町内に多くあります。
無許可で表示・設置をすると、30万円以下の罰金に処される場合があります。必ず申請をしましょう。

- ▼屋外広告物とは
看板、立看板、張り紙や張り札・広告塔、広告板や建物などに表示されたものなど
- ▼申請方法 まずは担当係へ相談を
まちづくり課都市デザイン係
☎ 985-4124
- ▼松山西年金事務所
☎ 925-5105
- ▼町民課住民係
☎ 985-4106

年金生活者支援給付金の請求手続きを

年金生活者支援給付金は、年金などの収入やその他の所得が一定基準額以下の人へ、年金に上乗せして支給されるものです。新たに給付金を受け取るには、請求書の提出が必要です。

▼対象者
 ①老齢基礎年金を受給し、左の全てを満たす人
 ・65歳以上の人
 ・同一世帯の全員が市町村民税非課税の人
 ・前年の年金などの収入金額とその他の所得との合計額が約93万円以下の人(年齢によって変わります)
 ②障害基礎年金・遺族基礎年金を受給し、前年の所得が

49万1千800円以下の人(扶養親族などの数によって変わります)
 ▼請求方法 対象者には、日本年金機構から「年金生活者支援給付金請求書(はがき型)」が9月頃から順次届きます。必要事項を記入して、返送してください。
 ※日本年金機構や厚生労働省から電話で家族構成や金融機関の口座番号などを尋ねることはありません。不審な電話に注意してください。
 ●給付金専用ダイヤル
 ☎ 0570-05-4092
 ●松山西年金事務所
 ☎ 925-5105
 ●町民課住民係
 ☎ 985-4106

9月10日は「下水道の日」です

下水道の日は、下水道を全国的に普及するため、昭和36年に「全国下水道促進デー」として始まり、平成13年に「下水道の日」となりました。

▼松前町の下水道
 平成14年から利用できるようになり、現在、筒井・浜・南黒田・北黒田・西古泉の一部地区で利用されています。
 下水道が整備された区域の人は、下水道への接続をお願いします。

▼下水道の役割
 ①さわやかな生活ができる
 トイレが水洗化されるので、衛生的で快適な生活に変わります。
 ②まちがきれいになる
 家庭などから出る汚水が下水管

●下水道を利用する皆さんへ
 公共下水道に汚水を流す場合は、使用開始の届け出を、使用を一時的に止める場合や排水設備を撤去する場合は使用休止、使用廃止の届け出をしてください。

●上下水道課業務係
 ☎ 985-4126

